

## 令和 8・9 年度「みどり市公民館運営審議会委員」公募委員募集要領

### 1. 趣 旨

みどり市教育委員会では、公民館における住民参加を推進するため、運営や各種事業の企画実施について審議する、みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、審議会の活性化とより広く市民の方から意見を求めることを目的に、みどり市公民館運営審議会規則(平成 18 年教育委員会規則第 28 号)第 3 条第 3 項に基づき、委員の一部を募集する。

### 2. 委員の概要

(1) 募集人数 若干名

※公募以外の委員も含めた委員総数は18人。

(2) 職務内容 ・館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査審議すること。  
・公民館の管理、運営及び事業に関し、独自に立案建議すること。

(3) 任 期 委嘱の日から令和 10 年 3 月 31 日まで(令和 8・9 年度)

(4) 開催回数 年6回程度(平日夜間に 2 時間程度開催。)

3. 報 酬 等 みどり市報酬費用弁償支給条例に基づき、報酬を支払う。

### 4. 応募概要

#### (1) 応募資格

次の①～④のいずれにも該当する者

- ①みどり市内に在住する者
- ②年齢20歳以上の者(令和8年4月 1 日現在)
- ③本市の他の審議会等の委員でない者
- ④年6回程度開催(平日夜間開催)される会議に出席できる者

#### (2) 応募方法

①申込方法 次の書類を笠懸公民館・東公民館・多世代交流館・教育委員会事務局社会教育課(教育庁舎)に持参、郵送、FAX、E-mail、応募フォームのいずれかの方法により提出する。

ア. 応募申込書

笠懸公民館・多世代交流館・東公民館・教育委員会事務局社会教育課で配布する。また、みどり市のホームページ・応募フォームからもダウンロード可能とする。

イ.「公民館運営審議会委員の応募動機について」の作文(様式自由 400字～800字程度)

※提出された書類は返却しない。

②受付期間 令和8年3月17日(火)～4月17日(金)

〈郵送の場合〉4月17日(金)必着とする。

〈持参の場合〉期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

〈FAX、E-mailの場合〉4月17日(金)午後5時15分までに受信したもの。

※FAX 0277-76-2836

※E-mail kouminkan@city.midori.gunma.jp

〈応募フォームの場合〉4月17日(金)午後5時15分までに回答したもの。

※URL <https://logoform.jp/f/j0cwQ>

※QRコード



(3)選考方法

別に定める「みどり市公民館運営審議会公募委員選考規程」による。

なお、選考等に関する疑義は受け付けない。

**【問い合わせ先及び申込先】**

〒376-0192 みどり市笠懸町阿左美1581-1

みどり市笠懸公民館

TEL 0277-76-2211(直通)

FAX 0277-76-2836

E-mail kouminkan@city.midori.gunma.jp